

事例番号:300143

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 4 日

5:00 陣痛開始、破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 4 日

7:13 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 4 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.30、BE -2mmol/L

(4) Apgar スコア:時刻不明 10 点/10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

出生当日 身長および頭囲が 3 パーセントイル未満

生後 5 日 退院

生後 5 ヶ月 月齢に比して筋緊張低下(フロピ°ー)

生後 6 ヶ月 未頸定、反り返る姿勢が多い、発達遅滞、低身長と診断

生後 7 ヶ月 小頭症と診断

(7) 頭部画像所見:

生後 6 ヶ月 頭部 MRI にて先天性の脳障害を示唆する所見を認めず、大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:不明

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:不明

看護スタッフ:不明

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は概ね一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 4 日に入院した妊産婦への対応(破水の確認、内診、分娩監視装置装着、抗生物質投与)、および分娩経過中の管理は一般的である。

(2) 分娩監視装置の紙送り記録速度を 1cm/分としたことは基準から逸脱している。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

入院中の新生児の管理は概ね一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度

を 3cm/分とすることが推奨されている。

- (2) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、妊娠 35 週から 37 週での実施を推奨している。

- (3) 妊婦健診における超音波断層法による胎児発育について、胎児体重基準値を用いて胎児発育不全のスクリーニングを実施すること、また、胎位、羊水量、胎盤の付着部位などの項目を観察した場合には、診療録に詳細を記載することが望ましい。

【解説】本事例は、妊婦健診における超音波断層法による胎児発育について、「児頭大横径」のみ計測されているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、超音波断層法による胎児発育について、妊娠 30 週頃までに胎児体重基準値を用いて胎児発育不全のスクリーニング検査を行うことが推奨されている。また、超音波断層法にて胎位、羊水量、胎盤の付着部位について観察をした場合には、異常が認められない場合でも、診療録に詳細を記載することが必要である。

- (4) 観察した時刻については、診療録に詳細を記載することが望まれる。

【解説】本事例は、新生児の出生時所見について、アプガースコアを採点した時刻が不明である。観察した時刻については、診療録に詳細を記載することが必要である。

## 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

ア. 原因を解明することが困難な脳性麻痺発症事例の集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

## (2) 国・地方自治体に対して

原因を解明することが困難な脳性麻痺事例の発症機序解明に関する研究の促進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。